

資格法で増大する「精神の機能の障害」という欠格条項

三野 進 Susumu Mino
日本精神神経学会理事

最近、患者さんから公認心理師、精神保健福祉士などの試験を受験するが、精神科に通院していることで、資格を取得できなくなるのかという質問が相次いでありました。

そのような欠格条項はないはずだと疑問を抱きながら、『公認心理師法』『精神保健福祉士法』を調べたところ、法が改正されていました。『公認心理師法』を例にとれば、欠格事由を規定した第3条に「次の各号のいずれかに該当する者は、公認心理師となることができない」とあり、その冒頭に、「心身の故障により公認心理師の業務を適正に行うことができない者として文部科学省令・厚生労働省令で定めるもの」という新たな欠格規定が入れられています。『厚生労働省令』を辿ると、『公認心理師法施行規則』の第1条で「公認心理師法第3条第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により公認心理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする」とされています。『医師法』などにある「個別審査規定」や「障害を補う手段などの考慮」などの記載がないので、この「精神機能の障害」について絶対的欠格に近いものではないかと受験者が不安に思うのも無理はありません。これまでこのような欠格規定のなかった『精神保健福祉士法』についても、同様の改正が行われています。

この「心身の故障」という規定は、いずれも2019年12月前後の改正で相次いで新設され、その際に絶対欠格であった「成年被後見人及び被保佐人」が削除されています。経過を辿ると、同年6月公布の『成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律』により「成年被後見人及び被保佐人を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度について見直しが行われ」「成年被後見人及び被保佐人」を欠格としている多くの資格法で、そのすべてが「心身の故障により業務を適正に行うことがで

きない者」に置き換えられ、各省令で心身の障害を「精神の機能の障害」と定義することになりました。

『関係法律の整備に関する法律』は、財産管理能力が低下した人の身上保護を目的とする成年後見制度が、長年にわたり一律に職業生活や資格の制限に適用されてきた問題を一気に解消しようとした。しかし、前身の禁治産制度があった時代に禁・準禁治産者を行為・意志能力のない人として絶対欠格とし、民法が改正されても成年被後見人・被補佐人に置き換えて放置したことが災いし、結局今回も欠格規定を完全に削除することなく「心身の障害」を「精神の機能の障害」と置き換えることで、今まで精神障害について欠格規定が存在しなかった多数の資格法に新たに欠格規定が新設される結果となりました。

この「成年被後見人削除と精神の機能の障害の新設」は厚生労働省関係資格だけでも、社会福祉士、介護福祉士、『児童福祉法』（保育士）など多岐におよんでいます。医療職（医師・歯科医師・保健師助産師看護師・その他の技師・療法士）については、すでに2001年6月の改正で、絶対的欠格とされていた身体機能障害という規定を廃し、「精神病者」とあわせて「心身の障害により〇〇の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」としていたので、2019年の改正では「成年被後見人又は被補佐人」を削除するだけで終わっています。こうしてみれば、2001年に関係者が工夫を重ね、絶対的欠格であった身体機能障害を相対欠格である「精神病者」とあわせて「心身の障害」とすることで、個別審査や合理的配慮が可能となるようにした先例が逆手に取られ、「精神の機能の障害」という欠格条項が増えてしまったことは残念でなりません。

現状では、登録申請にあたって医師の診断書は要さず、登録申請にあたり該当しないという自己申告にとどまっているようですが、今後の推移を、注意して見守るべきだと考えます。